

第 93 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和元年 8 月 28 日（水）10 時 00 分～12 時 00 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 AV1 会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、太田貞夫、小野裕美、上月陽子、柴田眞里、玉置久、西村裕三、眞鍋智子
 - (2) 実施機関の職員
市長室広報戦略部広聴課長
企画調整局情報化戦略部担当課長
行財政局総務事務センター長
保健福祉局障害福祉部障害福祉課長
保健福祉局障害福祉部障害者支援課長
こども家庭局子育て支援部振興課長
消防局警防部消防団支援課長
水道局事業部配水課長
人事委員会事務局任用課長
ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局副局長、企画調整局情報化戦略部担当課長、市民情報サービス課長
ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①電子申請受付システムを利用した市政への意見受付について
 - ②グループウェアシステムにおける個人情報の電子計算機処理について
 - ③神戸市障がい者生活実態調査の実施について
 - ④障害者見守り支援事業における個人情報の収集及び利用について
 - ⑤認可外保育施設等給付システムの構築について
 - ⑥消防団スマート情報システムの導入について
 - ⑦電子申請受付システムを利用した指定給水装置工事事業者が行う工事申請の提出及び工事承認について
 - ⑧神戸市職員採用システムの導入について
 - (2) その他
 - ①処理システムへの情報項目の追加について（報告）
5. 議事要旨
 - (1) 審 議

①電子申請受付システムを利用した市政への意見受付について

市長室広報戦略部広聴課から、電子申請受付システムを利用した市政への意見受付について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委 員 受付については、兵庫県電子申請共同運営システムを使うということですが、これは県のシステムですね。そこはファイヤーウォールで囲まれているとのことですが、そこから電子メールで発信されるというのは、県のシステムのサービスですか。
- 広 聴 課 そうです。
- 委 員 概要のところ、「添付ファイルがある場合は、市職員が ID、パスワードを入力してシステムにログインし」と書いてあるのですが、添付ファイルがない場合はログインしないということですか。電子メールとして届くので、ローカルにログインしているところに電子メールが届いているだけで、それに添付ファイルが付いて届くのではなく、添付ファイルはサーバに残ったままで、システムにログインしなければならないと。そこで、セキュリティがかかっている、ということですか。残りの個人情報等に関するセキュリティについては、兵庫県のサーバのセキュリティに依存しているということですか。
- 広 聴 課 そうです。
- 委 員 「匿名も可」となっていますが、匿名の場合は回答はしないのですか。匿名の場合でも、ホームページに載せるなどの対応はされるのですか。
- 広 聴 課 匿名の場合でも、メールアドレスが入力されているのであれば、相手方に返信することは可能ですので、内容によっては匿名であっても、そのメールアドレスに回答することは、現在も行っております。
- 委 員 他にご意見がございませんでしたら、この諮問案件について、審議会としての答申案をまとめたいと思います。
電子申請受付システムを利用した市政への意見受付については、市のホームページのリニューアルに伴い、入力フォームを利用した市長への手紙をリアルタイムに把握するため、兵庫県電子申請共同運営システムを活用することは、市民サービスの向上に資すると認められること、また、個人情報

の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

②グループウェアシステムにおける個人情報の電子計算機処理について

企画調整局情報化戦略部から、グループウェアシステムにおける個人情報の電子計算機処理について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 電子計算機処理そのものについての類型化ということですね。ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○委員 グループウェアは、既に導入されていますよね。現在、動いているシステムの運用というか、セキュリティというか、その部分は変えずにその上で個人情報の取扱いを制限下で許すということですね。特段、技術的に何か新しいことを始めるというのではないのですね。

○情報化戦略部 技術的には変わりません。もちろん、個人情報を取り扱う上での運用上の注意喚起は職員に行います。

○委員 資料を見る限り、全てはそこにかかっていると思います。もう一つは、5月から9月ということで期間は短いのですが、当初から個人情報を許容する方向に向かなかつたのは、何か理由があるのですか。

○情報化戦略部 グループウェアを初めて導入するというところで、正直なところ、職員にもどの程度使えるのかという知見がありませんでしたので、ある程度最初の段階では、情報を限った状態で使ってみましょう、と。だいぶ普及してきたので、さらに個人情報を入れることで、生産性の向上が期待できると判断いたしましたので、このたびお諮りするものです。

○委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
これまで電子メールや紙資料の送付で行っていた照会・回答事務等について、グループウェアを用いることで、情報共有の迅速化・効率化が図られ業務の生産性の向上により、市民サービスの向上も期待できるということで、公益に資すると認められます。さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

引き続き、行財政局総務事務センターから、グループウェアシステム上での照会業務にお

ける個人情報の電子計算機処理について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 先ほどの諮問で包括的な承認を得て、神戸市職員の照会事務を行うことについて諮問をされているという理解でよいですね。今後は類型化しているので、個別的な諮問はないということでしょうか。
- 情報化戦略部 そのとおりですが、今回の照会事務につきましては、障害者情報が入ります。センシティブ情報になりますので、これらについては今後も個別に諮問させていただくということになります。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
個人番号関係事務において、グループウェアシステムを活用し、市職員及び被扶養者のマイナンバーの確認や、年末調整における扶養控除等申告書での障害者控除申告の有無等を確認することは、業務の効率化に寄与すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

③神戸市障がい者生活実態調査の実施について

保健福祉局障害福祉部障害福祉課から、神戸市障がい者生活実態調査の実施に伴う、個人情報の収集、利用及び提供、電子計算機処理について、条例第 7 条（収集の制限）、条例第 9 条（利用及び提供の制限）、及び、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 電子計算機に直接かかるわけではないですが、この英数字はどのように使われるのですか。
- 障害福祉課 英数字は調査票の表紙に、例えば **XYZ5586** とかランダムに記載しており、その調査票を紙で回答される場合は何もされる必要はなく、そのまま送り返していただく。もし、E メールで回答するとご希望された方については、ワードファイルにこのランダムの英数字を打ち込んで、E メールに添付して送っていただく。我々の方では、そのメールで送られたものにつままし

て、紙での回答がないかを確認させていただいて、二重回答を防ぐという形で利用します。

○委員 最後まで、この英数字との紐付けは行わないということで、無記名と同じことになるのですか。

○障害福祉課 そうということです。なお、調査票には記名をする必要はありません。

○委員 メールでの回答ですと、誤送信などのリスクが発生する可能性があります。何か対策は考えておられますか。

○障害福祉課 我々としては、まずホームページを立ち上げて、そのページ上からメールを送っていただくようになります。自らメールアドレスを打ち込むのではなく、ホームページ上からメールアドレスを出す形です。委託事業者とまだ詳細を詰め切れていませんが、誤送信を防ぐ形にはしたいと考えています。

○委員 先ほど、何かが以前できていなかったとのことでしたが。

○障害福祉課 この調査は、法令に基づく調査でして、5年に1回行っております。前回、平成27年にも同じような調査を行っており、平成21年にも実施していましたが、こちらの審議会にお諮りしておりませんでした。手続きの不備をお詫びさせていただきました。

○委員 非常に長いアンケートですが、回答率はどれぐらいあるものなのですか。

○障害福祉課 回答率は、前回で4割弱ぐらいです。今回Eメールでの回答を初めて導入するのですが、それを使いながらなるべく5割くらいにはもっていきたいと考えております。

○委員 他にご意見がございませんでしたら、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。

神戸市障がい者生活実態調査の実施については、障害者基本法に基づく次期神戸市障がい者保健福祉計画、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく次期神戸市障がい福祉計画及び次期神戸市障がい児福祉計画の策定のため、障がい者の生活実態調査を実施するにあたり、調査対象者を障害者手帳情報、特定医療費受給者証情報及び自立支援医療受給者証情報を利用して抽出すること、並びに対象者リストを電子計算機処理することは、障害者施策の計画的な推進、障害者サービスの向上に寄与するものであり、公益に資すると認められます。さらには、個人情報保護の措置も徹底される予定であ

ることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

④障害者見守り支援事業における個人情報の収集及び利用について

保健福祉局障害福祉部障害者支援課から、障害者見守り支援事業について、個人情報の収集、利用及び提供、電子計算機処理について、条例第7条（収集の制限）、条例第9条（利用及び提供の制限）、及び、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 基本的に、紙等で収集された情報を、センターが電算入力されて、市はそれを電算処理されるということですね。電子記録媒体の閲覧とあるのですが、電子記録媒体の入力の整理はどこが行うのですか。
- 障害者支援課 基本的にはセンターが行います。内容としては、電子データを提供したものについて、センターにおいてパソコンに入力して更新するという作業が発生します。
- 委員 センターの方で適正な管理を行っていく、ということですね。センターの保管しているデータのセキュリティは、どうなるのですか。センターは内部になるのですか。それとも、外部になるのですか。
- 障害者支援課 委託ですので、外部ということになります。
- 委員 センターが適正に管理するというのは、どのように担保するのでしょうか。
- 障害者支援課 そこにつきましては、研修を実施することや、適正管理について定期的に検査を実施します。
- 委員 障害者手帳情報などを保有しているのは、障害者支援センターですか。
- 障害者支援課 現在保有しているのは、障害者福祉センターです。
- 委員 更生相談所というのは、どのような機関ですか。
- 障害者支援課 障害者福祉センター内の更生相談所でございます。
- 事務局 諮問書をご覧いただきたいのですが、更生相談所からの目的外利用という

ことで、諮問があがっております。

○委員 わかりました。

○委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。

更生相談所等が保有する障害者手帳所持者の情報を利用して、障害福祉サービス未利用者などを把握することは、障害者見守り支援員による訪問等により、障害者の孤立化を防止するなど、障害者が安心して生活できる地域見守り体制の構築に寄与するものであり、公益に資すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑤認可外保育施設等給付システムの構築について

こども家庭局子育て支援部振興課から、認可外保育施設等給付システムの構築に係る利用及び提供、電子計算機処理について、条例第9条（利用及び提供の制限）、及び、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 このシステムは、仮想サーバではなく、物理的なサーバを置くのですか。

○振興課 はい、そうです。

○委員 特段の理由があるのですか。

○振興課 市の仮想サーバの容量が不足するというので、物理サーバを用意することになりました。

○委員 独立で置いておくということですね。それを機械室などセキュリティが担保されたところに置くと。9条については、既存のシステムが持っている情報をセキュアな状況でやり取りするということですね。そのときに、この別図で、右側の基幹系ネットワークの内側に、委託先の行政事務センターが入っており、サーバに対して矢印が描かれています。この入力作業等は、直接このサーバに入ってくるのではなく、別の端末で行って、ここに保存されるということでしょうか。その際、教育・保育給付というのが、福祉情報システムに直接矢印が入っているのは、どういうルートで入ってくるのでしょうか。

- 振 興 課 全て別の端末がありまして、そちらで入力しております。
- 委 員 福祉情報システムに繋がっている端末があるということですか。行政事務センターからダイレクトに。この図での接続形態を見ると、行政事務センターは、この認可外保育等給付システムのサーバとは、データをやり取りすることになってはいますが、そこを通して福祉情報システムに、この矢印がこの上を通るのかなと思ひまして。
- 振 興 課 基幹系の全く別の端末で、別のサーバの福祉情報システムに接続していません。
- 委 員 チャンネルとしては別に存在しているけど、単にこの図には描かれてはいないだけということですね。分かりました。
- 委 員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思ひます。
改正子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、新たに預かり保育、認可外保育施設等の施設等利用給付が実施されますが、給付の審査にあたっては、対象児童の世帯情報、税情報、生活保護情報、他施設の利用情報等の情報の利用が不可欠であり、また、正確かつ迅速な事務処理を図るため、新たに認可外保育施設等給付システムを構築することは、市民サービスの向上に寄与すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思ひます。

⑥消防団スマート情報システムの導入について

消防局警防部消防団支援課から、消防団スマート情報システムの導入に伴う個人情報の電子計算機処理について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委 員 緊急時に使用するということですが、4000 人のうち 1000 人が目標というのがよく分かりません。4 人に 1 人が持っていたら、情報共有できるということですが、現場ではほとんど個々人で対応されると思うので、運用上、厳しいのではないですか。何か抑える意図があるのですか。スマートフォンを持っている方に指導しているということであれば、できるだけ多くの団員の方に持ってもらうて、個々に管理するということが実践的なような

気がするのですが。

- 消防団支援課 4000人全員の所持がベストだと考えています。団員に尋ねると、スマホを持っているのが3000人ほどです。その中で、まず第一段階として1000人。情報を取るというのが理由の一つであります。他にも団員の安否を確認するのも理由の一つです。団員自身もしくは家族に被害があるのであれば、まずは家族を避難所など安全なところに避難させておいて、自分の体制を整えてから団活動をしてくださいと。阪神・淡路大震災のときには、それができなかったため、一人が過労死し、家族が17人亡くなりました。危険な活動をしているので、さらに危険が増大しますので、全員登録を目指しております。
- 委員 スマホの所持率も、今後増えていくと思いますし、これが目標ではなく、全員が使用するというを最終目標にさせていただきたい。
- 消防団支援課 はい、わかりました。
- 委員 このシステムが重要というのは分かるのですが、情報保護という視点では若干分りにくいところがあって、一つはこのシステムにログインするとか、サーバにアップロードするとかあるのですが、資料では、サーバがN I C Tにあるのは分かるのですが、システムにログインするとは、どこにログインするのですか。
- 消防団支援課 システム自体は、L I N Eを活用して入力した情報が、外部データセンター上で防災チャットボットにより整理されるということで、一体的に運用した状態の中で、最終的にはN I C Tのサーバに保存されるということになります。それは、元々L I N Eを通じて情報が集約されていった中で、情報がW E Bサーバ上で閲覧ができるという、一体的なシステムという認識です。
- 委員 システムにログインするというのは、サーバにログインするということですか。
- 消防団支援課 L I N Eに入っていくのに、まず一つありまして、それとは別にW E Bサーバ上で閲覧できる集約された情報についても、I Dパスワードがないと見れないということになります。
- 委員 例えば、資料の運用上の保護で、システムへログインできるのは、開発に係る限定された人のみとありますが。

- 消防団支援課 この記述の部分は、サーバへのログインのことになります。
- 委員 もう一つ気になったのですが、概要のところの、神戸市消防局とA I防災協議会で行う共同研究に限り、必要最小限の範囲内で情報を使用する、というのは、その使用するときには、A I防災協議会ですから、民間企業等もあるわけですが、そこに情報提供するときには、それなりの対応をすると考えてよいのですね。
- 消防団支援課 このシステムについて、NICTとも覚書を交わして、その中で、きっちり、神戸市消防局の承諾を得てからでなければ、情報は出せませんとしております。中をチェックさせてもらうことになります。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、先ほどの委員の指摘を踏まえたうえで、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
- 地震や豪雨等の自然災害等の発生時に、消防団員がスマートフォンを活用し、災害概要、発生位置、状況写真をLINE上で防災チャットボット機能により情報を整理し、地図上に表示することは、早期に災害の全体像を把握し、災害対策本部の迅速・的確な判断と消防団員の安全性の向上に寄与するものであり、公益に資すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。
- ⑦電子申請受付システムを利用した指定給水装置工事事業者が行う工事申請の提出及び工事承認について
- 水道局事業部配水課から、指定給水装置工事事業者が行う工事申請の提出及び工事承認に伴う個人情報の電子計算機処理について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。
- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 県の電子申請受付システムを介してやり取りするのですね。システムにサーバが繋がっていると。ですから、承認申請書類が来たとき、そのサーバに入るのですね。神戸市水道局のセンターは、それを見に行くのですか。それとも、持ってくるのですか。
- 配水課 見に行く形になります。

- 委員 データそのものは、常にサーバに残っているということですね。あとは申請の確認とか、神戸市の方から受付システムを介して業者とやり取りするという流れですね。図では、中央に県のシステムがあり、左右にファイヤーウォールがあり、その右側に神戸市水道局が描かれており、一番上のファイヤーウォールを貫いている矢印だけが双方向になっているのは意味があり、県のサーバのデータを見に行く行為を含んでいるということでしょうか。
- 配水課 県のシステムの中で、やり取りが行われますので、見に行くことを表しております。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
兵庫県電子申請システムを活用した給水装置工事申請図書の受付及び審査に基づく指導を行うことにより、申請手続きの効率化が図られ、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑧神戸市職員採用システムの導入について

人事委員会事務局任用課から、神戸市職員採用システムの導入について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 兵庫県電子申請共同運営システムを使用し、平成 18 年に諮問し答申をいただいています、とありますが、これはどういう意味なのでしょう。このときに、このシステムを利用して採用することが承認されているということですか。
- 任用課 兵庫県の電子申請システムで申し込みいただいて、そこから CSV データをとるということは、ご承認いただいているということです。資料のシステム概要図でご説明しますと、下部中央に、兵庫県電子申請共同運営システムがあり、ここから申込者のデータを情報系ネットワークに取り込みます。そのところまでは、既にご承認いただいている内容です。この度の諮問は、右側の下部に表示しておりますシステムを構築し、それを全庁ファイルサーバに置く、という部分についてです。
- 委員 念のための確認ですが、採用システムというのは、サーバ機能だけでなく処理もするのですよね。

- 任用課 はい。処理も行います。
- 委員 その処理の部分は、どこに置かれるのでしょうか。ローカルに置かれるのですか。
- 任用課 システム構造図の右下、破線で囲まれたシステムで処理を行い、サーバに格納しております。
- 委員 全庁ファイルサーバの管理機能を、拡張する形で採用システムをもたせるということですか。だから、セキュリティに関しては、全庁ファイルサーバに任せるとのことですか。
- 任用課 そのとおりです。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
神戸市職員採用システムの導入については、市職員採用事務において、兵庫県電子申請システムから抽出される申込者データの管理、受験票等の帳票出力、筆記試験結果の光学読取機との連携、成績処理等の機能をシステム化することは、着実かつ効率的な事務処理に寄与すると認められ、また、個人情報保護の措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

(2) その他

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

事務局から、処理システムへの情報項目の追加について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）第 1 項関連の「個人情報を電子計算機処理することについて」類型 4 に基づき、報告がなされた。

- 委員 ただ今の報告について、ご質問等がございましたらお願いします。
- 委員 （質問等なし。）
- 委員 それでは、これをもちまして、第 93 回神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。